

議案第18号

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の  
一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条  
第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。